



かがやけ



KAGAYAKE MIRAI

発行：山梨みらい農業協同組合
〒400-0064 山梨県甲府市下飯田三丁目5-12
TEL：055-223-9600
<https://www.y-mirai.or.jp/>

みらい

持続可能な農業・地域共生の未来づくり



今号の表紙：富士川町高下地区から望むダイヤモンド富士
この地区は通称「日出づる里」とも呼ばれ、ここからの富士の眺望は
関東の富士見百景に認定されています。



公式 X



公式 HP



新年あけましておめでとうござい
ます。組合員および地域の皆さまには、新
たな抱負と期待を抱き、輝かしい新年を
迎えられたことを心よりお慶び申し上げ
ます。旧年中は、皆さまには公私にわた
り積極的な協同組合活動にご支援、ご協
力を賜りましたこと役職員を代表いたし
まして厚くお礼申し上げます。

さて、昨年を振り返りますと世の中
では長期化するウクライナ危機、更には中
東地域での紛争やテロ行為などの影響に
より、急激な円安などを背景に、原油や
原料価格の高騰、調達先の激化が続いて
います。電気・ガス料金の値上げや食料
品・生活用品の値上げが相次ぎ、国民の
生活を苦しめています。また、農業生産
資材などでも高騰し、農業経営や家計など
にも多大な影響を及ぼしています。

農協の経営基盤を取り巻く環境におい
ても、長引く不安定な金融政策により信
用・共済事業は大きく影響を受け、収益
の減少を余儀なくされております。令和
5年4月からは総代会にて承認をいただ
いた新体制の下、経営改革・改善案を役
職員で議論し、まだまだ道半ばではあり



代表理事組合長
萩原 爲 仁

ますが、課題となつてゐる事案に対し着手してまいりました。しかしながら当組合を取り巻く事業環境はますます厳しさを増しており、この難局を組合員の皆様と共に乗り越えるため、最善を尽くしていく所存でございます。

こうしたなか、合併して5年目を迎えるようとしておりますが「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」「地域の活性化」を目標とするJA自己改革を着実に実践してまいりました。経済環境が厳しくなるなか、健全経営の持続性を確保するため、今後においても経営効率化の観点から経済改革・営農指導員の育成・事業所の再編など、様々な事案に取り組んでいかなければなりません。これまでの進捗状況を振り返りながら、地域になくはならない組織であり続けられるよう今後ともJA自己改革をすすめてまいります。

更にはJAが組合員の農業生産基盤を支えていくために組合員の皆様と真摯に向き合い、多くの対話を通して組合員の農業経営を後押ししていく行動力が何より重要と考えます。加えて、当組合の組織運営では各事業の効率的かつ効果的な事業運営を進めることで、更なる経営基盤の確立・強化に努めていくことが求められます。今後においても組合員の所得増大・農業生産の拡大を基本に、地域農業の振興と組合員・利用者へのサービス提供を通じて地域の活性化に貢献できるように、本年度も役職員一丸となつて総合力を発揮してまいりる所存であります。今年も引き続き、皆様のご愛顧を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。新年のご挨拶いたします。

謹賀新年

員	常	監	監	監	代	理	理	理	理	理	理	理	理	理	理	理	理	理	理	理	理	常	常	代	代
外	勤				表																務	務	表	表	
監	監				監																理	理	理	理	
事	事	事	事	事	事	事	事	事	事	事	事	事	事	事	事	事	事	事	事	事	事	事	事	事	長
清水	清水	市川	森本	一瀬	小池	遠藤	稲葉	井上	小野	宮澤	上野	杉田	小林	西山	石川	望月	河野	志村久美江	松岡	小澤	田中	川口	小林	花形	長田
龍二	篤美	房雄	正廣	登	等	一彦	三男	哲夫	泰	正樹	昌樹	照代	一史	正盛	桂子	敏夫	妙子		進	俊雄	正紀	孝治	一彦	滿寛	學

P3	新年のご挨拶	P10-13	相続税及び贈与税の税制改正
P4-5	県下 JA 合同企画	P14	相続に関するお悩みは JA へ
P6	トピックス	P15	購買事業のインボイス対応
P7	Happy 女性部	P15	農業用廃プラスチックの適正処理を
	JA 共済書道・ポスターコンクール	P15	理事会報告

▶ 詳細についてはこちら

平素よりＪＡ山梨みらいをご利用いただきありがとうございます。
 ＪＡ山梨みらいでは、ご利用者の生の声を聞かせていただき、
 今後の事業運営に活かしていきたいと考えております。
 みなさまの貴重なご意見をお待ちしております。

なお、アンケートをご回答いただいた方の中から抽選で合計 20 名様に南部茶のペットボトル一箱 (500ml 24 本入) をプレゼントいたします。

※アンケートの締切は2024年1月31日までとなります
※ご回答はお一人様一回とさせていただきます
※当選者の発表は、賞品の発送をもって代えさせていただきます
※ご回答いただいた個人情報(賞品発送の目的以外)には利用しません
※このアンケートは予告なく変更、中止となることがあります



事前準備から請求手続き、アフターフォローまでJAが確実にサポートします。

○相談開催日時 毎週火曜日・木曜日 午前9時～午後5時

**最寄りの支店または、
本店 信用部までお申し付けください。**

市川支店	TEL: 055-272-1211
六郷支店	TEL: 0556-32-2041
青柳支店	TEL: 0556-22-5115
身延支店	TEL: 0556-62-1017

栄 支 店 TEL: 0556-64-3161
 竜 王 支 店 TEL: 055-276-2026
 昭 和 支 店 TEL: 055-275-2121
 山 城 支 店 TEL: 055-241-5141
 アルプス通り支店 TEL: 055-288-8700
 本 店 信 用 部 TEL: 055-223-9631

相談会は予約制とさせていただきます。

ご希望の目時にそえない場合がございますので、あらかじめご了承ください。

JA山梨みらいの概要 (2023年10月31日現在)

○組合員数	
正組合員	13,393人
准組合員	14,340人
合 計	27,733人

○共済事業
長期共済保有高 … 6.791億5.764万円

○購買事業
購買品取扱高 …………… 17億5,084万円

○信用事業
貯金残高 …………… 2,182億2,183万円
貸出金残高 …………… 654億7,362万円

○販売事業
販売品取扱高 …………… 33億1,357万円

JA山梨みらい

南部茶プレミアムティー発売

県内最大の茶産地から南部茶のプレミアムティー「甲斐のきらめき 白鳥」と「甲斐のきらめき 天子」が誕生しました。「白鳥」は、自然仕立てで丁寧に育てられた茶の樹の旨みのつまった新芽の部分を厳選して手摘みし、丁寧に製茶しました。「天子」は、茶園の日光を人為的に遮り、旨みと色を高めたかぶせ栽培の茶葉を丁寧に手摘みして仕上げました。



▲甲斐のきらめき 天子（左）、白鳥（右）

JA南アルプス市

完熟桃の食べ放題が復活

4年ぶりに復活した直売所イベント「完熟桃の食べ放題」には、平日4日間（7月18日～21日）の開催にもかかわらず800人以上が来場しました。来場者は直売所横に設置したビニールプールに浮かぶ桃をすくって、制限時間40分間で旬の味覚を堪能していました。



▲美味しそうな桃を選ぶ来場者

JA梨北

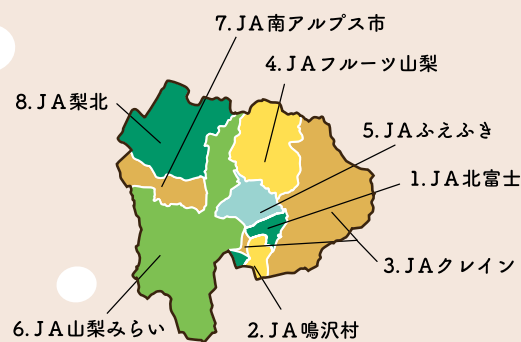
外国人技能実習生を受け入れ



▲田植えを学ぶベトナムからの技能実習生（左から4人）

JA梨北は、技術と知識を熱心に学びたい外国人技能実習生の受け入れを通じて、地域農業の振興に貢献しています。技能実習生は農業技能実習評価試験に合格した4人のベトナム人。2021年から3年間の実習を積んでおり、職員のモチベーション向上と仕事の効率化にも寄与しています。

日本の農業を
学んでいます



※数字はJAの建制順

JAふえふき

JA出資型農業法人設立



▲桃の摘果作業を行う新入職員

JA出資型農業法人「アグリコネクトふえふき株式会社」を6月8日に設立しました。農地の有効活用や新たな担い手の確保、農作業受託など農業生産力の維持に努め、持続可能な農業を目指します。小池一夫組合長は「当JAの新たな看板事業として、更なる発展を実現したい」と話しました。



山梨県JA統一企画 8JAのビッグニュース!

あけましておめでとうございます。山梨県内の8つのJAは、昨年も組合員並びに地域住民の皆様に支えられ、さまざまな事業に取り組んで来ました。山梨県JA統一企画として、昨年1年間の各JAのビックニュースを紹介いたします。

JA北富士

北富士あさ彩隊 県代表に選出



▲現地審査会で質問を受ける大澤隊長（奥右から2人目）

昨年9月、日本農業賞山梨県審査会（NHK甲府放送局・JA山梨中央会共催）が開かれ、集団組織の部で管内の気候を活かして富士山野菜などを栽培するグループ「北富士あさ彩隊（隊長：大澤武さん）」が代表に選ばれました。

大澤さんは「この地域の農業に注目し、支持していただけて嬉しい。地域農業の更なる発展に繋がる良い機会となった」と話していました。

JAクレイン

年金友の会旅行 4年ぶり開催



▲日本平夢テラスを散歩する会員の方々

JAクレインでは2019年以来4年ぶりに「年金友の会健康旅行」を実施しました。

新型コロナウイルスも5類感染症に移行され日常を取り戻している中、400名を超える会員の皆様にご参加いただき、木々の葉が色づき始める中、静岡県の農産物直売所などを訪れ、秋の味覚を楽しみ、大好評でした。

JAフルーツ山梨

箱物選果場誕生



▲竣工した塩山統合共選所

6月に経営改革の一環で管内3ヶ所の共選所を集約し、「塩山統合共選所」を竣工しました。この共選所はブドウとスモモが中心で、生産者が箱につめて出荷する箱詰め選果場では県内最大級です。

生産者の減少に伴うコスト増加を抑える他、施設の老朽化解消など地域全体の生産基盤強化が期待できます。

JA鳴沢村

道の駅なるさわリニューアル



▲新しくなった道の駅なるさわの店内

道の駅なるさわは、快適に過ごせる買い物空間を充実させるため、2か月程の店舗改装工事を経て、3月11日にリニューアルオープンしました。

当日は記念イベントとして感謝祭を開催し、お惣菜・ソフトクリームの特売やキッチンカーなどの出店があり、多くの方にお越しいただき大変賑わいました。





令和6年4月1日から 相続登記の申請が 義務化※されます！

※正当な理由がなく義務に違反した場合、10万円以下の過料が科されることがあります

Q 1 不動産（土地・建物）の相続登記が義務化されるのはなぜですか？

A 1 相続登記がされないため、登記簿を見ても所有者がわからない「所有者不明土地」が全国で増加し、周辺環境悪化や公共工事の阻害など社会問題になっています。
この問題解決のため、令和3年に法律が改正され、**これまで任意だった相続登記が義務化**されることになりました。

Q 2 相続登記の義務化とはどのような内容ですか？

A 2 相続人は、**不動産（土地・建物）を相続で取得したことを知った日から3年以内に**、相続登記をすることが法律上の義務になり、法務局に申請する必要があります。
正当な理由がないのに相続登記をしない場合、10万円以下の過料が科される可能性があります。
遺産分割の話し合いで不動産取得した場合も、別途、遺産分割から3年以内に登記をする必要があります。

Q 3 義務化が始まるのは、いつからですか？ 始まった後に、対応すれば大丈夫でしょうか？

A 3 「相続登記の義務化」は、**令和6年4月1日から**始まります。ただ今のうちから備えておくことが重要です。
また、**令和6年4月1日より前に相続した不動産も**、相続登記がされていないものは、**義務化の対象**になります（3年間の猶予期間があります。）ので要注意です。

Q 4 不動産を相続した場合、どう対応すれば良いですか？新制度のペナルティが不安なのですが。

A 4 相続人の間で**早めに遺産分割の話し合いを行い**、不動産を取得した場合には、その結果に基づいて法務局に**相続登記をする必要**があります。
早期の遺産分割が難しい場合には、今回新たに作られた「**相続人申告登記**」という戸籍などを提出して、自分が相続人であることを申告する簡便な手続を法務局でとって義務を果たすことも出来ます。



遺産分割の話し合いが
まとまった

遺産分割の結果に基づく相続登記
不動産の相続を知った日から3年以内に必要※

早期に遺産分割を
することが困難

相続人申告登記
不動産の相続を知った日から3年以内に必要※

※令和6年4月1日より前に相続した不動産は、令和9年3月31日までに対応する必要があります。

第70回 山梨県農業 まつり式典 農水産業 功績者表彰

令和5年10月11日

左から JA山梨みらい野菜部副部長 渡邊千雪 様、株式会社桑郷 代表取締役社長 韓成敗 様
佐野文秀 様 加藤様ご夫婦

農産部門

佐野 文秀

住所：身延町

経営の内容：あけぼの大豆 8.5a

功績の概要

佐野氏は、現在、町内のあけぼの大豆の最大の催しである「産地フェア直売会及び収穫体験」の原型となる枝豆収穫体験イベントを平成18年に身延町商工会と共同でスタートさせた。

あけぼの大豆を用いた加工品の開発や地理的表示（GI）登録によるブランド化の向上等、現在のあけぼの大豆を核とした地域農業の活性化への取り組みにつながっている。また、産地フェアの直売所及び収穫体験にほ場を提供するなどあけぼの大豆の生産振興に対し大きく貢献している。

野菜部門

山梨みらい農業協同組合 野菜部

団体の構成：部員数 532名

部員内訳（兼務あり）

トウモロコシ部会 276名 ナス部会 172名

トマト部会 50名 キュウリ部会 35名

洋菜部会 15名 一般野菜部会 111名

功績の概要

山梨みらい農業協同組合野菜部は、旧農協の垣根を取り払った一つの農協としてのまとまりに重きを置き、管内の広範囲で栽培しているスイートコーンやナスの各地域で培われた品種や技術を共有することで、産地の更なる発展に努めている。

主力品目の出荷規格や出荷箱を統一した一元販売を実現するとともに、施設野菜では他農協とも協同した出荷体制を整備している。また、農業者の収益向上に繋がる活動を積極的に行い、産地及び本県農業の発展に大いに貢献している。

特産部門

加藤 武彦
昭子

住所：南部町

経営の内容：茶 20a 水稻 10a
普通畑 5a

功績の概要

加藤氏は昭子さんとともに、製紙会社に在職中から茶栽培に携わっていたが、定年退職後からは茶の栽培に本格的に取り組んでいる。地域の栽培者や肥料業者、関係機関と連携した施肥体系の改善や適切な栽培管理など地域全体の茶栽培の技術向上に尽力している。

山梨県茶品評会においても、平成25年から27年にかけて毎年入賞し、高品質な茶の栽培が高い評価を受けている。また、旧ふじかわ農業協同組合で理事（経済部門）を務めなど、地域農産物の「南部茶」の生産振興に対して多大な貢献をしている。

流通・加工部門

株式会社 桑郷 住所：市川三郷町

代表取締役社長 韓（ハン）成敗（ソンミン）

団体構成：代表取締役社長

副社長 専務 常務 社員3名

契約社員及びアルバイト職員23名

功績の概要

養蚕業の衰退や生産者の高齢化により耕作放棄地化した桑畑を再生し、自ら桑栽培に取り組み、令和4年現在栽培面積は10haにまで拡大している。今後はさらに20haまで拡大していく計画である。

この地域発祥の優良品種であった「一瀬桑」を新たな農業資源として発掘し、「桑の葉茶」や「桑茶パウダー」、「桑の実ジャム」など多様な商品の開発に成功しており、生産から加工販売までを一貫して手がけ、県内スーパーや直売所その他、自社のオンラインショップなどで販路拡大を図り、地域の農業生産に大きく貢献している。

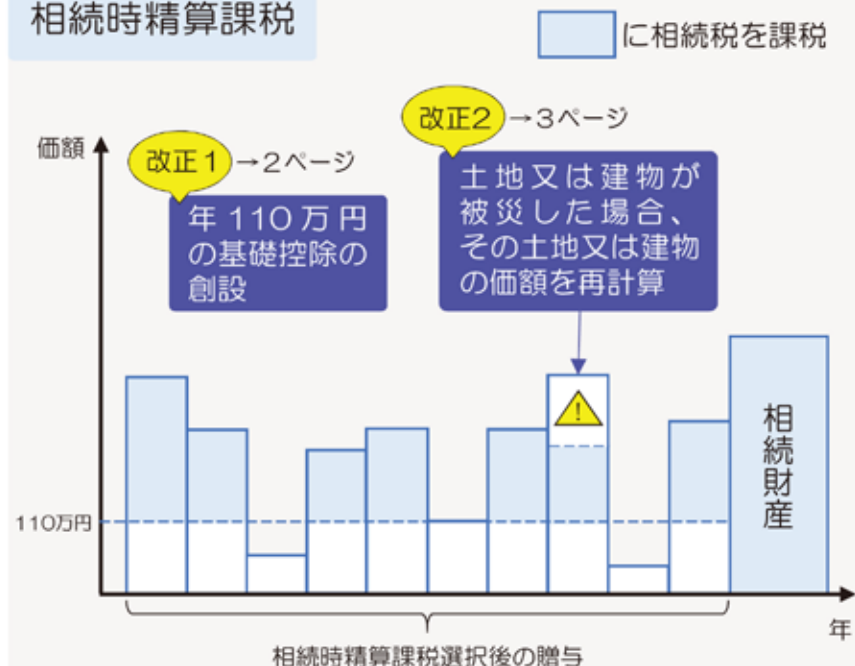
令和5年度 相続税及び贈与税の税制改正のあらまし

令和6年1月1日施行

令和5年度税制改正により、相続税法及び租税特別措置法の一部が改正されました。主な改正の内容は次のとおりです。

概要

相続時精算課税



贈与税

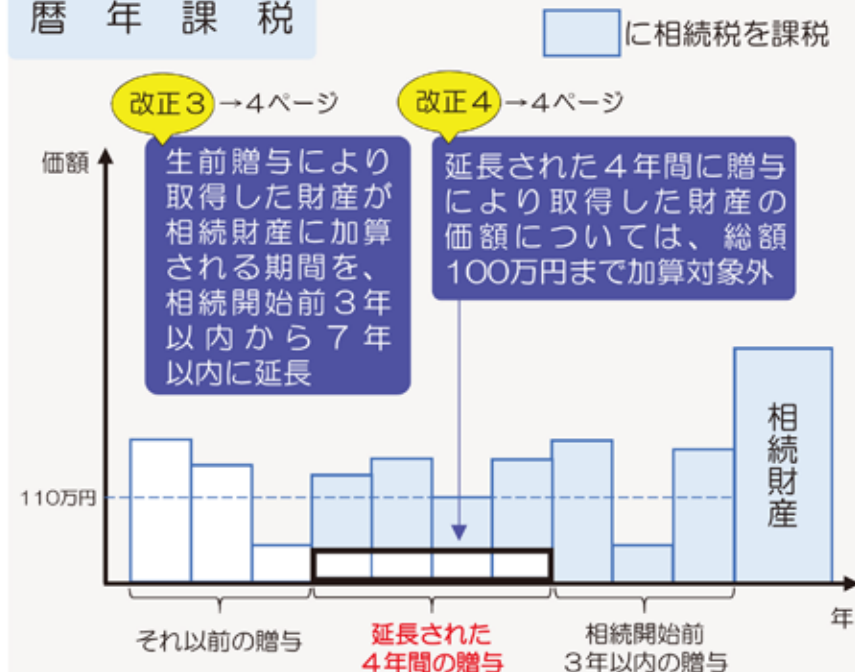
相続時精算課税を選択した受贈者は、特定贈与者ごとに、1年間に贈与により取得した財産の価額の合計額から、**基礎控除額（110万円（注））を控除し**、特別控除（最高2,500万円）の適用がある場合はその金額を控除した残額に、20%の税率を乗じて、贈与税額を算出します。

（注）2ページの※3をご覧ください。

相続税

相続時精算課税を選択した受贈者は、特定贈与者から取得した贈与財産の贈与時の価額（**改正2の適用がある場合には、改正2の再計算後の価額**）から、**基礎控除額を控除した残額**を、その特定贈与者の相続財産に加算します。

暦年課税



贈与税

1年間に贈与により取得した財産の価額の合計額から基礎控除額110万円を控除した残額に、一般税率又は特例税率の累進税率を適用して、贈与税額を算出します。

相続税

相続又は遺贈により財産を取得した方が、その**相続開始前7年以内**に被相続人から贈与により取得した財産がある場合には、その取得した財産の贈与時の価額を相続財産に加算します。ただし、**延長された4年間に贈与により取得した財産の価額については、総額100万円まで加算されません。**

改正1 相続時精算課税に係る基礎控除の創設

贈与税・相続税

相続時精算課税を選択（※1）した受贈者（以下「相続時精算課税適用者」といいます。）が、特定贈与者（※2）から**令和6年1月1日以後**に贈与により取得した財産に係るその年分の贈与税については、暦年課税の基礎控除とは別に、贈与税の課税価格から**基礎控除額110万円**（※3）が控除されます。

また、特定贈与者の死亡に係る相続税の課税価格に加算されるその特定贈与者から**令和6年1月1日以後**に贈与により取得した財産の価額は、**基礎控除額を控除した後の残額**とされます。

- ※1 相続時精算課税は、原則として、①贈与者が贈与の年の1月1日において60歳以上であり、②受贈者が同日において18歳以上で、かつ、贈与時において贈与者の直系卑属である推定相続人又は孫である場合に選択することができます。なお、相続時精算課税を選択した場合、その後、同じ贈与者からの贈与について暦年課税へ変更することはできません。
- ※2 特定贈与者とは、相続時精算課税の選択に係る贈与者をいい、令和5年分以前の贈与税の申告において相続時精算課税を選択した場合も含みます。
- ※3 同一年中に、2人以上の特定贈与者からの贈与により財産を取得した場合の基礎控除額110万円は、特定贈与者ごとの贈与税の課税価格であん分します。
- （注） 相続時精算課税を選択した場合、その特定贈与者からの贈与について暦年課税の基礎控除の適用はできません。

改正後のイメージ

《計算例》 相続時精算課税を適用した贈与財産が3,300万円、相続財産が1,500万円である場合（法定相続人：配偶者1人、子2人）

【贈与時（贈与税）】		【相続時（相続税）】	【合計納税額】
贈与額 3,300万円	基礎控除後の課税価格 3,190万円	相続財産 1,500万円	4,690万円 < 4,800万円 （相続税の基礎控除） ・納付税額0円 ・贈与時の納付税額 138万円は還付 0円
3,190万円	20%課税 納付税額 138万円	基礎控除後の課税価格 3,190万円	
【改正後】 基礎控除：110万円	特別控除 2,500万円	【改正後】 基礎控除後の課税価格 3,190万円	
【参考】 暦年課税 の場合	納付税額：1,180万円 （特例税率による算出額）	納付税額：0円	1,180万円

相続時精算課税の改正に関するQ&A

問1 相続時精算課税を選択するためには、どのような手続が必要ですか。

答1 相続時精算課税を選択する場合は、原則として、贈与税の申告書の提出期間内に「相続時精算課税選択届出書」を受贈者の納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。なお、贈与税の申告書を提出する必要がある場合は、この届出書を申告書に添付して提出することになります。また、贈与税の申告書を提出する必要がない場合は、この届出書を単独で提出することになります。

問2 私は相続時精算課税を選択しており、令和6年中に特定贈与者である父から贈与により財産を取得しましたが、その財産の価額の合計額は基礎控除額（110万円）以下でした。他に贈与は受けていません。この場合、贈与税の申告をする必要がありますか。

答2 令和6年中に特定贈与者から贈与により取得した財産の価額の合計額が基礎控除額以下ですので、令和6年分の贈与税の申告は必要ありません。

相続時精算課税適用者が、特定贈与者から贈与により取得した土地又は建物について、その贈与の日からその特定贈与者の死亡に係る相続税の申告書の提出期限までの間に、**令和6年1月1日以後**に災害（※1）によって**一定の被害**（※2）を受けた場合（その方がその土地又は建物を贈与日から災害発生日まで引き続き所有していた場合に限り。）には、その相続税の課税価格への加算の基礎となるその土地又は建物の価額は、その贈与の時点における価額から、その**災害による被災価額を控除した残額**とすることができます。

※1 災害とは、震災、風水害、冷害、雪害、干害、落雷、噴火その他の自然現象の異変による災害及び火災、鉱害、火薬類の爆発その他の人為による異常な災害並びに害虫、害獣その他の生物による異常な災害をいいます。

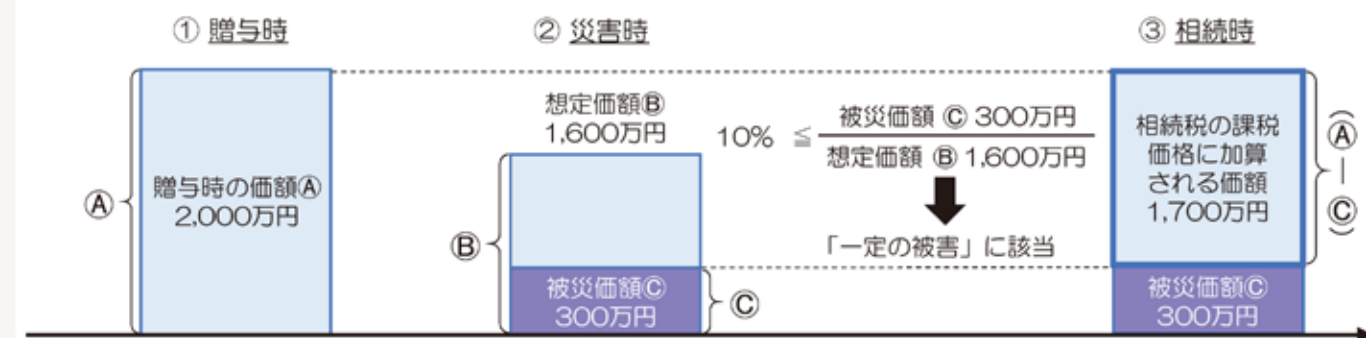
2 一定の被害とは、その土地の贈与時の価額又はその建物の想定価額（注1）のうちに、その土地又は建物の被災価額（注2）の占める割合が10%以上となる被害をいいます。

（注1） 想定価額とは、その建物の災害発生日における一定の算式により求めた価額をいいます。

（注2） 被災価額とは、被害額から保険金などにより補填される金額を差し引いた金額をいい、その土地の贈与時の価額又はその建物の想定価額を限度とします。

特例の計算イメージ

（例）特定贈与者から贈与により取得した建物が被災した場合



特例に関するQ & A

問1 この特例の適用を受けるためには、どのような手続が必要ですか。

答1 相続時精算課税適用者が、この特例の適用を受けるためには、原則として、その災害発生日から3年を経過する日までに、災害による被害額や保険金などにより補填される金額などの事項を記載した申請書に「り災証明書」など一定の書類を添付して、その相続時精算課税適用者の贈与税の納税地の所轄税務署長に提出し、承認を受ける必要があります。

なお、相続時精算課税適用者が上記の承認を受けた後に、保険金の支払を受けたことなどにより被災価額に異動が生ずる場合には、遅滞なく、異動が生ずる事由等を記載した届出書等を所轄税務署長に提出しなければなりません。

問2 この特例と、災害に関する他の措置との関係について教えてください。

答2 相続時精算課税適用者が、被害を受けた土地又は建物について、災害減免法（※）により贈与税の軽減等の適用を受けようとする場合又は受けた場合は、この特例は適用できません。災害減免法については、国税庁ホームページに情報を掲載しております。

※ 災害減免法とは、「災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律」をいいます。



⇒ 詳しくはこちら

相続又は遺贈により財産を取得した方が、その相続開始前**7年以内**（改正前は3年以内）にその相続に係る被相続人から暦年課税による贈与により財産を取得したことがある場合には、その贈与により取得した財産の価額（その財産のうち相続開始前3年以内に贈与により取得した財産以外の財産については、その財産の価額の合計額から**100万円を控除した残額**）を相続税の課税価格に加算することとされます。

加算対象期間について

この改正は、**令和6年1月1日以後**に贈与により取得する財産に係る相続税について適用されます。具体的な贈与の時期等と加算対象期間は次のとおりです。

贈与の時期		加算対象期間
～令和5年12月31日		相続開始前3年間
令和6年1月1日～	贈与者の相続開始日	
	令和6年1月1日～令和8年12月31日	相続開始前3年間
	令和9年1月1日～令和12年12月31日	令和6年1月1日～相続開始日
令和13年1月1日～		相続開始前7年間

加算対象期間等の見直しに関するQ & A

問 夫は、令和10年4月1日に亡くなり、長男と長女は相続により財産を取得しました。長男と長女が夫から生前に贈与（暦年課税）により取得していた財産の価額は次のとおりです。これらの財産の価額は夫の相続財産にどのように加算されますか。

贈与年月日	① 令和5年4月1日	② 令和6年3月10日	③ 令和7年3月15日	④ 令和7年5月20日	⑤ 令和8年5月15日
長男	200万円	200万円	100万円	100万円	200万円
長女	200万円	150万円	300万円	200万円	200万円

答 お尋ねの場合、相続開始日が令和10年4月1日のため、加算対象期間は令和6年1月1日から相続開始日までの間となります。したがって、②から⑤までの贈与により取得した財産の価額が相続税の課税価格に加算されます。

なお、この加算の対象となる財産のうち相続開始前3年以内の贈与により取得した財産以外の財産については、その財産の価額の合計額から100万円を控除した残額が相続税の課税価格に加算されます。

したがって、各人の相続税の課税価格に加算される贈与により取得した財産の価額は、次のとおりです。

〔相続開始前3年以内の贈与以外の贈与財産〕

〔相続開始前3年以内の贈与財産〕

長男：〔（②200万円＋③100万円）－100万円〕＋〔④100万円＋⑤200万円〕＝500万円

長女：〔（②150万円＋③300万円）－100万円〕＋〔④200万円＋⑤200万円〕＝750万円

また、①の贈与により取得した財産の価額については、令和5年12月31日以前の贈与のため、相続税の課税価格に加算されません。

○ このパンフレットは、令和5年4月1日現在の法令に基づき作成しています。
○ 国税庁ホームページでは、タックスアンサー（よくある税の質問）など、相続税や贈与税の情報を掲載しておりますので、是非ご利用ください。



本
国
税
務
庁

JAの自動車共済

お見積りキャンペーン

JAの自動車共済で、見積る・見直す・トクをする！

史上最多！

抽選で総計

13,800名

様に当たる！

※JAの自動車共済お見積りキャンペーンにおいて

A賞

200名

(各期50名様)

B賞

200名

(各期50名様)

C賞

200名

(各期50名様)

D賞

200名

(各期50名様)

W賞

13,000名

(各期3,250名様)

dyson

Dyson Supersonic Ionic ヘアドライヤー

適度の熱によるダメージを削いで、髪を乾かすことができます。

TakeOne

テイクワン ロボット掃除機 N1Plus

はじめてのロボット掃除機にあすめ、3種類のパワーモードと多彩な清掃モードを体験。

Yogibo

Yogibo Pyramid

便利なサイズでどこから座っても買もたれが出来るピラミッド型ソファ。

BALMUDA The Gohan

バルミューダ ザ・ゴハン

一粒一粒の味わいがより深い。高気圧蒸気でうまみを感じ込めたごはん。

THERMOS

THERMOS 真空断熱マグカップ ブロンズ

ハンドル付きなので持ちやすく、毎日の食事で気軽に使えます。ステンレス製魔法びん構造なので、冷たさ・温かさを長持ち。

※賞品のデザイン・仕様・機種等は変更となる場合がございますので、あらかじめご了承ください。※画像はイメージです。

応募期間

2023年4月1日～2024年3月31日

応募締切

第1期:2023年 6月30日 第2期:2023年9月30日 第3期:2023年12月31日 第4期:2024年3月31日

WEB申込はこちら

JA 自動車共済

検索

https://car-cp.ja-kyosai.or.jp

農業用廃プラスチックの適正処理を

農業で使ったマルチやビニール等の廃プラスチックは産業廃棄物です。法律で農業者自らが適正に処理することが義務付けられていますので、使用後は分別をしっかりと行い適正に処理をお願いします。

持込場所

公益社団法人山梨県農業用廃プラスチック処理センター
南アルプス市高田新田字川東33-1

収集日

毎週2回 月曜日と木曜日（祝祭日の場合は翌日）
8:30～11:30 13:00～16:30

その他

種類によっては有料になります。

詳しくはお問合せいただくかセンターのウェブサイトをご覧ください。

問合せ先

☎ 055-284-0938（受付は平日8:30～16:30）

購買事業におけるインボイス制度の対応について

2023年10月1日よりインボイス制度開始にあたり JA 山梨みらいでは、商品購入時に発行される【納品書兼請求書・領収書・LP ガス検針はがき・給油所レシート】にて、インボイス対応とさせていただきますので大切に保管（再発行不可）していただきますようお願い申し上げます。

【お問い合わせ先】

本店経済部 TEL：055-223-9660

理事会報告

9月・10月・11月の理事会が開催され、次の議案が審議、承認されました

令和5年9月13日開催

第1号議案 令和5年度半期ディスクロージャー誌の開示について

令和5年11月28日開催

第1号議案 農産物検査業務規程の一部改正について

第2号議案 役員に対する融資実行案件について

第3号議案 冬季賞与の支給について

令和5年10月27日開催

第1号議案 マネロン等関連規程類の一部改正について

第2号議案 コンプライアンスマニュアルの一部改訂について

第3号議案 資産査定要領の一部変更について

第4号議案 有価証券の減損処理基準の制定について

第5号議案 介護・福祉事業の事業方針について

各支店に『相続相談員』がおります。

生前贈与はどうすればいいの？

相続税の節税対策はなにをすればいいのか…

子や孫に財産を残したい…どうすれば？

相続対策として何ができるかわからない

相続で自宅や農地はどうなるの…

こんなお悩みは 私たちにご相談を！

☒ 遺言に関する相談
☒ 相続税の試算
☒ 遺産分割協議対策
☒ 相続税の軽減対策試算
☒ 不動産相続登記
☒ 農家の資産承継

相続に関するお悩みは JAへご相談ください

ご相談はお近くの支店へ JA 各部署や法律等の専門家と連携してサポートいたします

JA 山梨みらい

家族との会話にスムーズに

補聴器

TVの音が聞こえやすい

ご自宅安心試聴してみませんか？

補聴器に関する様々な悩みや疑問にお答えします！

まずは「きこえ」の得意不得意を知りましょう！

専門スタッフによる聴力測定[®]や聞き取りテストを行うことで、周波数ごとのきこえの得意不得意や聞き取りの力を確認できます。

その結果を基に生活での工夫やアドバイスをいたします。

「補聴器」と身構えずに、まずはご相談ください！

※聴力測定は補聴器の選択、フィッティング調整の為にしています。

JA山梨みらい 経済部購買課 TEL 055-223-9660

デジタル補聴器

無料お試し 実施中

専門スタッフがご自宅へお伺いし、使用される方の聴力に合わせた補聴器をご案内いたします。

JA補聴器 3つの安心

1 ご自宅にてお試しができる

2 購入後の保証が充実

※紛失保証など機種により内容は異なります

3 安心のアフターサービス

点検・調整もご自宅ですららく

お好みや予算に合わせて様々な補聴器をご用意しております！

現在お使いの補聴器の点検・修理アフターやご相談も賜ります。

“かがやけ”みらい 18号 (15)

“かがやけ”みらい 18号 (14)

JAカード
会員さま
限定!!



JA CARD

初年度
年会費無料!
(一般カード)



(直売所・給油所を除く)
JAグループの対象店舗とノジマで
JAカードをご利用いただくと

通常のJAカードの
ポイントに加えて

プラス
2%
ポイント還元!

対象店舗でのJAカードご利用金額合計の**2%**相当分を、「JAカード わいわいプレゼント」または「JAカード ゴールドポイントプログラム」のポイントで還元します。たまったポイントはポイントプログラムのさまざまな商品やサービスに交換できます。

※全国のデジタル家電専門店、ノジマ全店でのご利用は、2023年10月1日(日)ご利用分より対象です。

200円(税込) 4円相当還元!
ご利用で
還元ポイント数 = ご利用額 × 還元率 2% ÷ 4円 [1ポイント相当額]

- 還元金額はポイント交換でキャッシュバックをご選択いただいた場合の金額(1ポイントを4円で換算)を記載しています。
- 毎月1日～末日の対象店舗のご利用額を合算して、還元ポイント(1ポイントを4円で換算)を計算します(小数点以下は切り捨て)。
- JAカードポイントプログラムについて詳しくは三菱UFJニコス JAカードWEBサイト(<https://www.cr.mufg.jp/ja>)をご確認ください。

対象店舗



JAグループが運営する
Aコープ、購買店舗、車両センター、
JAタウン、厚生連病院、
飲食店などの施設



全国のデジタル家電専門店
ノジマ全店(ノジマオンラインは除く)

JAカードの
ご入会はこちら!

<https://www.jabank.org/benri/jacard/>



WEBから

JAバンク口座をお持ちのお客さまは、WEBからJAカード(クレジットカード単機能型)をお申し込みいただけます。



お近くの店舗でお申込み

左記の二次元コードから、お近くのJA店舗もご確認いただけます。

※JA直売所・ファーマーズマーケット・給油所(JA-SS・ホクレンSS等)でのご利用は本特典の対象外です。その他にも一部対象外の店舗・施設や商品サービスがございます。※全国のデジタル家電専門店、ノジマ全店でのご利用は、2023年10月1日(日)ご利用分より対象です。※JAカードでのお支払いが対象です。電子マネーやコード決済等でのお支払いは、JAカードを登録されている場合でも本特典は適用されません。また、JAビジネスカード、JAコーポレートカード、JCBブランドのJAカードでのお支払いは本特典の対象外です。※一部の対象店舗では、クレジットカード払いがご利用いただけない場合がございます。※ご利用いただいた対象店舗から売上情報の到着が遅れた場合、本特典が適用されない場合がございます。※本特典の内容は2023年9月現在のものであり、予告なく本特典の終了や還元率の変更を行う場合がございます。